

各種がん検診・結核検診仕様書

業務名	各種がん検診・結核検診
目的	がんを早期に発見し、早期治療につなげることでがんによる死亡率を減らす。
施行方法	<p>巡回バスにて指定された場所において、貴事業所の担当職員が下記の検査・検診及び問診票の確認を実施する。</p> <p>1.胃がん検診 胃部エックス線検査・二重読影 撮影枚数は最低8枚 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。</p> <p>2.肺がん検診 胸部エックス線検査・二重読影 65歳以上は結核検診も含め実施する。</p> <p>3.乳がん検診 ①マンモグラフィ1方向・二重読影・ブレスト・アウェアネス ②マンモグラフィ2方向・二重読影・ブレスト・アウェアネス(40歳以上50歳未満) ③超音波検査(エコー)・ブレスト・アウェアネス(概ね、39歳以下)</p> <p>4.子宮頸がん検診 視診、子宮頸部の細胞診及び内診 検査方法は液状検体法を用い、結果判定はベセスダシステムにて分類する。</p> <p>※検診方法については、下記指針等に準じて、または満たす内容であること。 ①がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 ②事業評価のためのチェックリスト(検診実施機関用) ③仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目 ④結核検診は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき行うものとする。</p>
委託料支払い方法等	<p>検診結果報告を受け確認後、請求書に基づき支払う。</p> <p>予定人数を下回った場合でも、単価契約の金額をもって支払うものとする。</p>
実施日程 実施場所	<p>実施日程・場所等：別紙1参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ●胃がん検診 6月から2月の期間で年に9日。のべ13会場。日曜日実施3日。 ●肺がん検診 6月から2月の期間で年に11日。のべ25会場。日曜日実施3日。 ●乳がん検診 6月から2月の期間で年に8日。のべ12会場。日曜日実施3日。 (8月、10月はエコー検査も実施) ●子宮頸がん検診 8月から2月の期間で年に6日。のべ9会場。日曜日実施3日 <p>※参考資料：令和7年度日程表及び実績人数(別紙2参照)</p>

対象者	尾鷲市に住民票を有する者
定員数 (1検診車につき)	1. 胃がん検診 : 40人 (半日あたり) 2. 肺がん・結核検診 : 150人 (半日あたり) 3. 乳がん検診(マンモ) : 45人 (半日あたり) 乳がん検診(エコー) : 35人 (半日あたり) 4. 子宮頸がん検診 : 60人 (半日あたり)
実施条件	1) 受診予定者 (年間) <ul style="list-style-type: none"> ・胃がん検診 : 330人 ・肺がん・結核検診 65歳以上 450人 肺がん検診 64歳以下 220人 ・乳がん検診 : マンモ 370人(1方向) 92人(2方向) : エコー 50人 ・子宮頸がん検診 : 302人 2) 作業工程 <ul style="list-style-type: none"> ・検診から総合判定及び結果通知並びに結果報告まで行う。 ・個人結果は、すべての受診者に対して、受診後概ね3週間以内に郵送すること。市より要請があった場合には、受診者に対して、結果の説明・再送付等必要に応じて対応すること。 ・各種がん検診受診者結果一覧表を提出のこと。 ・受診者結果一覧表以外に、結果データをCD-Rにて提出し、尾鷲市の電算システムにデータを落とすことができること。 ※尾鷲市のシステム管理業者と直接やり取りしてもらうことになります。 3) 受診者結果一覧表について (詳細) <ul style="list-style-type: none"> ・会場別で受診者結果及び一覧表を提出のこと。 ・年齢別集計表及び年間集計を提出すること。 ・令和7年度地域保健・健康増進事業報告用の集計を提出すること。 4) 精密検査の追跡 <ul style="list-style-type: none"> ・精密検査未受診者に対しては、文書等により受診勧奨をおこなう。 ・精密検査受診者の検診結果 (医療機関・検査方法・精検結果) を一覧表にて報告。 ・年間集計 (地域保健報告用) を提出すること。 5) 業務完了後、速やかに業務完了届を提出すること。 6) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・検診実施に必要な問診票、説明書等は貴社のものを使用する。 ・自然災害や感染症の拡大等やむを得ない事情にて延期・中止となった場合は、両者協議の上、別日にて実施できること。 ・全ての検診において問診の最終確認をする。 ・尾鷲市の受付番号順に合わせて検診車に誘導 (呼び込む) する。 ・実施会場 (一日に複数会場がある場合は一番目の会場) の受付時間30分前には<u>バスが到着できること。</u> ・受付 (名簿対照) 及び自己負担料徴収は、福祉保健課で配置する。 ・疑義が生じた場合は必要に応じて協議の上決定するものとする。 ・委託業務の全部、もしくは大部分を一括して第三者に委託してはならない。 ただし、あらかじめその内容を明らかにし、承認を得た場合はこの限りではない。